

第4章 災害時情報伝達体制の整備

1 避難準備情報等の発令

町は、雨量情報や気象情報、河川・地震・津波情報等の災害関連情報等を総合的に判断し、避難準備情報・避難勧告・指示を発令します。

《避難勧告等の一覧》

	内容	町民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none">要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none">要援護者等は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援を開始）上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none">通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none">前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況人的被害の発生した状況	<ul style="list-style-type: none">避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了未だ避難していない対象の住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を実施

資料：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」

(平成17年3月 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会)

2 情報伝達手段の整備

町は、災害時における要援護者や避難支援者への避難準備情報・避難勧告等の情報伝達は、防災行政無線や広報車、携帯電話メール等により行います。

しかしながら、要援護者の身体的または精神的な状態によっては、情報伝達が円

滑に行えないことも想定されるため、それぞれの特性に応じた取り組みが必要となる場合も考えられます。

そのため、今後は、新たな情報伝達手段の提供による情報伝達体制の整備を図っていきます。

《情報伝達体制》

八雲地域	➡	広報車の巡回 サイレン吹鳴 携帯電話…緊急速報・エリアメール
熊石地域	➡	防災行政無線 携帯電話…緊急速報・エリアメール
※北海道防災情報システム 携帯電話…防災情報メール（登録制）		

3 津波ハザードマップ等の活用

町は、洪水・津波ハザードマップを活用し、避難場所、避難経路等を平常時から確認するよう、町広報や町ホームページを通じて町民へ周知します。